

平成 24 年度 個人情報保護に関する法律の施行状況の概要 (要約版)

■ 第 1 章 国の個人情報保護に関する施行状況

- 事業等分野ごとのガイドラインの策定・見直しの状況
 - ・ 平成 25 年 3 月 31 日現在、各省庁が策定しているガイドラインは、27 分野につき計 40 本
 - ・ 平成 24 年度中に新たに策定を行ったものは2 本（外務分野、福祉分野）、見直しを行ったものは10 本（医療（研究）分野、郵便分野、経済産業分野、雇用管理（一般）分野 2 本、雇用管理（船員）分野、警察分野、職業紹介等（一般）分野、労働者派遣（一般）分野、労働組合分野）
共通化に対応するもの：7 本、その他：5 本
- 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況
 - ・ 平成 24 年度中に、法に基づく報告の徴収を 8 件（金融庁及び経済産業省）実施（平成 23 年度は報告の徴収を 16 件、助言を 1 件）
- 認定個人情報保護団体の認定の状況
 - ・ 平成 25 年 3 月 31 日現在、主務大臣が認定した団体は、計 39 団体
- いわゆる「過剰反応」に対する取組状況
 - ・ いわゆる「孤立死」に対する防止策として、厚生労働省、経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省及び消費者庁は、地域において支援を必要とする者を把握し、適切に支援する観点から、電気・ガス・水道事業者、不動産関係団体等と、地方公共団体の福祉担当部局との連携強化の依頼に関する通知等を発出するなど、平成 23 年度に引き続き、対応を進めた。

■ 第 2 章 事業者等の個人情報保護に関する取組の状況

- 個人情報に関する苦情処理の状況

平成 24 年度中に、地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた苦情相談の件数は、合計 5,623 件（平成 23 年度：5,267 件）
- 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

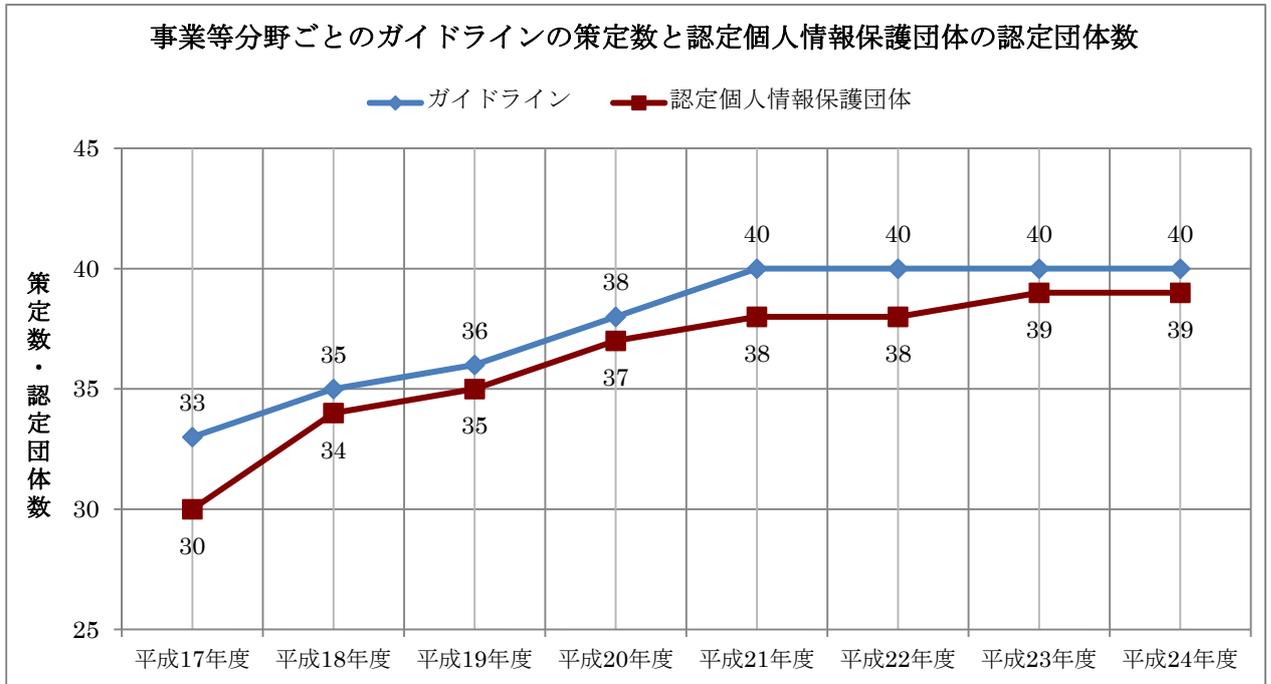
平成 24 年度中に事業者が公表した個人情報の漏えい事案として、各省庁より報告のあったものは、合計 319 件（平成 23 年度：420 件）
- 認定個人情報保護団体の取組状況

平成 24 年度中に、苦情の処理 613 件（平成 23 年度：655 件）等を実施

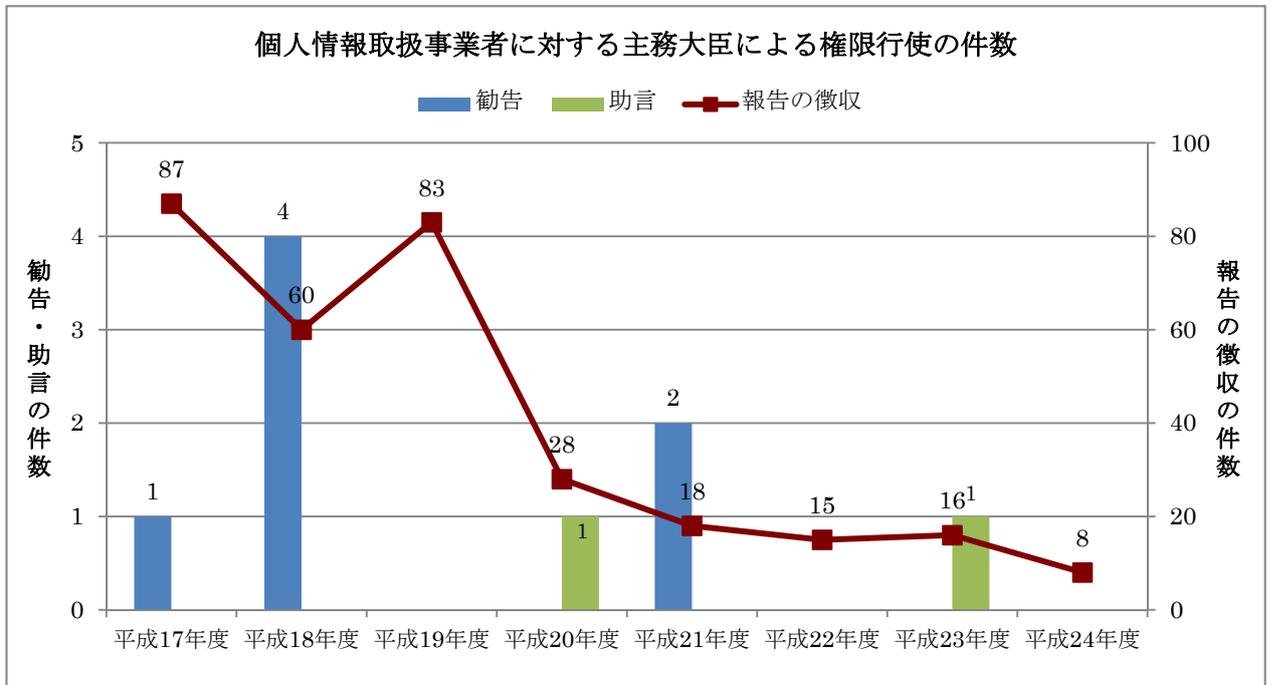
■ 第 3 章 法施行後 8 年間（平成 17 年度～平成 24 年度）の施行状況の傾向 (別紙参照)

- 事業等分野ごとのガイドラインの策定・認定個人情報保護団体の認定団体数の傾向
(図 1)
平成 17 年度末時点と平成 24 年度末時点とを比較すると、事業等分野ごとのガイドラインの策定数は7 本増加、認定個人情報保護団体の認定団体数は9 団体増加
- 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向（図 2）
平成 17 年度から平成 24 年度の 8 年間で、7 件の勧告、315 件の報告の徴収、2 件の助言を実施。各年度の報告の徴収の件数は、増減は若干あるものの、全体としては、法施行以降、おおむね減少傾向
- 個人情報に関する苦情相談件数・個人情報の漏えい事案件数の傾向（図 3）
個人情報に関する苦情相談件数は近年若干の増減はあるものの減少傾向。事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数も近年若干の増減はあるものの減少傾向

(図 1)



(図 2)



(図 3)

